

【授業料免除制度について】

- Q.1 授業料免除は誰でも申請できるか。
- A. 次のいずれかに該当する方が対象です。
- ①経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生。
 - ②一定期間に、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が著しく困難と認められる学生。
- Q.2 学力基準とは何か。
- A. 学部新生、学部2年生以上、編入学生・私費外国人入試合格者によって異なります。詳細は山口大学ホームページ授業料免除の項を参照してください。
<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm#02>
- Q.3 家計基準とは何か。
- A. 山口大学ホームページ授業料免除の項を参照してください。
<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm#02>
- Q.4 申請にあたり、どのような書類を揃えたらよいか分からない。
- A. 申請期間の前に説明会がありますので、参加し、確認してください。

【授業料免除申請について】

- Q.1 提出書類はコピーでもよいか。
- A. 「授業料免除申請のしおり」に「(写)」と記載のあるものは、コピーでかまいません。「(原本)」と記載のあるものは、原本を提出してください(コピーは不可です)。
- Q.2 無収入の家族でも「所得・課税証明書」の提出は必要か。
- A. 「所得・課税証明書」により所得がないことを確認しますので、例外なく提出してください。市区町村によっては、無収入の場合は「所得・課税証明書」が発行されないことがあるので、その場合は「住民税非課税証明書」を提出してください。
- Q.3 母子または父子世帯であることを証明する書類は必要か。
- A. 受付時、本人調書により窓口で確認しますので、証明書は不要です。
ただし、現在の家庭の状態が「死別」、「離婚」、「行方不明」のいずれかに該当する場合は母子または父子世帯とみなします。
- Q.4 特別控除に関する書類を期限までに提出することができない。
- A. 提出期限は延長しません。期限までに提出されない場合、控除の対象としません(申請は無効にはなりません)。
- Q.5 同一世帯とは何か。
- A. 同じ家屋に同居していなくても、生活費、学費、療養費等の日常生活費について、同じ財布で生活している状態のことです(同居していても、社会人として独立し、日常生活費が別会計であれば別世帯となります)。
- Q.6 授業料免除に必要な書類の様式はどこにあるか。
- A. 山口大学ホームページ授業料免除の項にあります。
<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm#02>
- Q.7 書類の提出先はどこか。
- A. 吉田、小串、常盤の各キャンパスの窓口を持参してください。
- Q.8 申請期間に山口県にいないので、窓口に行くことができない。
- A. 郵送では受け付けませんので、窓口を持参してください(留学や入院等のやむを得ない事情がある場合はご相談ください)。

- Q.9 申請期間中に書類を揃えるのが間に合わないので、申請期間を延長してほしい。
- A. いかなる理由があっても申請期間を延長することはできません。余裕を持って早めに準備してください。
- Q.10 不足書類を提出期限までに提出することができない。
- A. 提出期限は延長しません。期限までに提出されない場合、申請が無効となる場合があります。
- Q.11 提出した書類を返却してほしい。
- A. 提出した書類は返却できません。

【前後期一括申請について】

- Q.1 前期に申請していなければ、後期は申請できないのか。
- A. できます。「後期分のみ」で申請してください。
- Q.2 前後期一括申請をすれば、後期は何もしなくてよいか。
- A. 後期も必要な手続があります。必要な手続については、しおりで確認してください。手続をしないと、後期は辞退したとみなされます。
- Q.3 「授業料免除継続申請書」「授業料免除変更申請書」に保護者の署名や印鑑がない場合、他の書類が揃っていても受理されないのか。
- A. 受理しません。保護者の署名と印鑑は余裕を持って早めに準備してください。
- Q.4 前後期一括申請をしたのに、前期と後期で結果が異なるのはなぜか。
- A. 前後期一括申請は、前期分と後期分を一括で申請できるものであって、前期分と後期分を一括で判定するものではありません。判定は前期分、後期分それぞれで行うため、判定結果が異なることがあります。

【授業料免除申請システムについて】

- Q. 1 授業料免除申請システムの入力方法が分からない。
A. 山口大学ホームページに授業料免除申請システム操作マニュアルが掲載されていますので、参照してください。
- Q. 2 授業料免除申請システムにログインできる期間は。
A. 授業料免除申請期間です。
- Q. 3 学部から大学院へ学内進学した。どちらの ID でログインするのか。
A. 学部の ID は使用できなくなりますので、進学後の ID でログインしてください。
- Q. 4 授業料免除申請システムの入力時、学年等はいつ現在で入力するのか。
A. 前期分授業料免除申請は 4 月 1 日現在，後期分授業料免除申請は 10 月 1 日現在で入力してください。
- Q. 5 独立生計とは何か。
A. 次の①および②の両方に該当していれば独立生計です。
①所得税法上、父母等の扶養家族でない者、②父母等と別居していること。
- Q. 6 収入に関する書類のどこの数字を入力すればよいか。
A. 山口大学ホームページ授業料免除の項に授業料免除申請システム操作マニュアルが掲載されていますので、参照してください。
- Q. 7 授業料免除申請システムは自宅でも入力できるか。
A. 学内設置のパソコンからのみアクセスできます。図書館等にありません。
- Q. 8 授業料免除申請システムの本人調書はどこで印刷できるか。
A. 図書館等でできます。

【申請後について】

- Q. 1 授業料免除を申請した場合、授業料の引き落としはどのようなのか。
- A. 授業料免除の申請結果が出るまで自動引落しをしないよう大学側が手続きをしますので、学生の方は手続き不要です。
- Q. 2 授業料免除の申請結果が出る前に授業料を納付してもよいか。
- A. 申請結果が出るまで授業料は納付しないでください。一度納付した授業料は返還できません。授業料を納付した場合は、授業料免除申請を辞退したことになります。
- Q. 3 授業料免除申請に関して、大学から連絡がくることがあるか。
- A. 申請にあたり、確認が必要な事項が判明した場合や、書類の提出を追加で依頼することがあります。原則、申請者の山口大学公式メールアドレス宛に送付します。常にメールを確認してください。
- Q. 4 申請結果はどのように発表されるか。
- A. 前期分は6月中旬頃、後期分は12月中旬頃、それぞれ申請者の山口大学公式メールアドレス宛に送付します。
- Q. 5 世帯状況に変化がないにもかかわらず、申請結果が前回と異なっていたが、なぜか。
- A. 申請者の世帯収入状況に変化がないとしても、他の申請者の状況等により前回と同じ結果になるとは限りません。